

## 【令和2年度要望活動】

- ・10月 自治体議員フォーラム岡山
- ・11月 県議会へ要望（自民党県議団）
- ・県関係各課へ要望
- ・県・市議会へ要望（公明党県議・市議団）

# 要 望 書

令和2年10月30日

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

会 長 日 下 功

平素より知的障害・発達障害のある人たちとその家族の福祉・教育について多大なご尽力を賜り、県当局並びに県議会に対しまして厚くお礼申し上げます。

私ども手をつなぐ育成会は、障害のある人たちが、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して豊かな暮らしができる共生社会の実現を願っています。この共生社会の実現に向けて福祉・教育とも多くの制度・施策の進展がありました。障害のある人たちの権利が守られ、意思が尊重された社会参加ができるためには、地域の人たちの理解が進み、障害のある人達がおかれている状況に応じた生活を支える基盤の整備がさらに進むことを願っています。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大で、在宅生活が長引き、自粛生活による不安やリスクが高まった生活を送らざるを得なかった多くの家庭があったのではないかと心配しています。

つきましては、令和3年度の予算編成にあたり、「ウィズコロナ」の時代にあっても、知的障害・発達障害のある人とその家族が地域で安心して生活することができるよう、次の事項について要望いたします。

## 記

### I 新型コロナウイルス感染拡大への対応について

- 障害者本人や家族が新型コロナに感染または濃厚接触者となった場合の対応について不安があります。障害者本人が感染した場合の受け入れ医療機関や送迎方法について、また、家族が感染した場合の本人の居場所（受入施設等）や送迎方法について県として対応をお願いしたい。
- 障害児者福祉サービス事業所では、従来の作業が困難になったことにより減収となり、その運営に苦慮している事業所の声を聞きます。感染対策費の補助や事業所運営への支援をお願いしたい。
- 知的障害のある人達にとって福祉サービス事業所の利用は、生活の安定の大きなカギになっています。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において新型コロナ感染拡大による減収をカバーする方向で国へ要望をしていただくとともに福祉事業所の安定した運営のために支援策を講じていただきたい。
- 新型コロナの感染公表により酷い風評被害が流れてくる可能性があります。県・市町村でこの風評被害に対して防止を訴えるメッセージを出すなどの防止措置をとっていただきたい。

## **II 共生社会に向けての啓発活動について**

- 神奈川県立津久井やまゆり園における悲惨な殺傷事件では、被告の死刑が確定しました。この事件の背景や原因を被告個人の問題で終わらせるのではなく、社会全体の問題として多様性を認め合う共生社会の実現をめざすための啓発活動を進めていただきたい。
- あいサポート運動の推進やヘルプマーク・ヘルプカードの啓発・推進を続けていただきたい。県下全域にわたり障害者が利用する交通機関や地域福祉に取り組んでいる団体にも働きかけをお願いしたい。
- 障害者総合支援法のサービスにある地域生活支援事業（理解促進研修・啓発）により、各市町村で一般の人も対象にした研修会・イベントにより理解・啓発を進めていただきたい。

## **III 相談支援体制の整備について**

- 県下に相談支援事業所が増えてきましたが、地域差を感じています。相談支援事業所は障害者と家族が安心して地域で生活するための大切な相談機関であり、相談支援事業所の数などで地域格差がないようにしていただきたい。また、地域の核になる基幹相談支援センターの設置を進め相談支援体制の充実をお願いします。
- 地域によっては計画相談等で手一杯になりモニタリングが少なくなったという声を聞きます。平成30年度の報酬改定で示されましたように、障害者の状況に応じて期間を短縮してモニタリングができるような相談体制になるよう指導をお願いしたい。
- 相談支援体制の充実のために、報酬単価を上げるよう国に働きかけていただきたい。
- 新型コロナの感染拡大で厳しい状況になっている家庭があります。また、虐待（障害者が保護者への虐待行為を含む）や引きこもり、一人暮らしなどのリスクの高い家庭についても、標準期間でなくモニタリングの回数を増やすなど柔軟な支援をしていただきたい。
- 市町村の福祉担当の方には、障害福祉サービス、障害者虐待、消費生活、また様々な生活に関する相談などを受けていただいています。窓口担当が短期間で変わる問題もありますが、福祉担当者を対象にした障害や福祉制度等についての研修を充実させていただきたい。また、各市町村で地域全体の福祉について検討する自立支援協議会の充実を図り、福祉事業所・福祉団体等との連携を進めていただきたい。
- 県内に4つの障害者就業・生活支援センターがありますが、就労や職場定着、また、日常生活や社会生活上の支援をいただき感謝しています。今後も障害者のニーズに沿った対応のために、職員の増員と研修による専門性の向上を図っていただきたい。

## **IV 安心・安全な地域生活支援・高齢化への対応について**

- 親の高齢化や死去により支援が必要になった障害のある人の生活を心配しています。第5期岡山県障害福祉計画に取り上げられている地域生活拠点等整備が今年度末までになりました。地域生活拠点等の整備の目的にありますように、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）」が進むよう、今年度末で完了となるのではなく、次年度からも取り組みを継続していただきたい。
- 今後の居住について、グループホームの増設を希望する声が多くあります。地域移行の施策等があり、この七年間で事業所の数が30事業所、定員が500人程度増えましたが、今後の生活を考えた場合、一人暮らしでの自立や高齢化を考え、サテライト型のグループホームや日中サービス支援型のグループホームの増設をお願いします。また、新規のグループホームの設立では、空床型短期入所や体験型の併

設を実質義務とするよう働きかけていただきたい。

- 男女比も考慮したグループホームの運営をお願いしたい。
- グループホームの増設が進むように、スプリンクラーや防火壁などの消防法関連設備について、施設整備費の補助を拡充していただきたい。
- 医療型の短期入所が増えましたが、ここ数年は受入病院が増えていないように思います。重度・重複の障害がある方が利用するので病院の施設・設備の問題がありますが、家族にとって緊急時やレスパイトでの利用ができて安心感が持てるよう、受け入れ先を増やすよう働きかけをお願いしたい。また医療型の短期入所施設・病院がない市町村への情報提供をお願いしたい。
- 保育園や幼稚園に通う障害のある子どもが、集団生活の適応のための専門的な支援を受けることができる保育所等訪問支援を行う事業所が少ないように思います。ノーマライゼーションの観点からも拡大させていただきたいサービスで、担当者の養成を含めた地域での早期支援を進めていただきたい。
- 放課後デイサービス事業所には、新型コロナ感染拡大による学校休業時に保護者の就労支援の点からも対応していただきましたが、特別な事情を抱えている世帯については利用時間の拡大（早朝・夕刻、休日等）も検討していただきたい。また、預けっぱなしではなく、療育・教育を考えるための保護者と指導員の懇談会等を設けていただきたい。
- 親・障害者の高齢化に伴い、生活範囲が狭められてしまう心配をしています。地域生活支援事業の移動支援を通勤、通学、通院でも利用できるようにしていただきたい。
- ノーマライゼーションの理念のもと、知的障害児者の自己決定、余暇活動や社会参加などが取り上げられだした頃に、当事者の会である「本人の会」の会が結成されだしました。岡山県でも平成の初め頃から本人の会が誕生し、現在10団体が活動しています。各市町村の地域生活支援事業（社会参加支援）で、地域の方との交流なども含め当事者の活動を支援していただきたい。

## **V 自然災害への対応について**

- 障害のある人の避難プラン（災害時サポートブック）の作成をありがとうございました。育成会も今後の活用のために研修会等を考える必要があると思っています。ご支援をよろしくお願いいたします。
- 「要支援者」の届を出している方については、本人の同意を得て、各市町村で「個別計画」を作成し、地域の町内会、民生委員や自立支援協議会などの協働による避難体制を検討していただきたい。
- 通常の指定避難所等に避難し、その後、避難生活を続けることが困難な場合に福祉避難所に移るようになっていますが、地理的に好条件であれば「個別計画」を作成する段階で福祉避難所に直接避難できるようにしていただきたい。特に、医的ケア児・者、重度心身障害児・者については、より障害に対応できる福祉避難所へ直接移動できるようにしていただきたい。
- 障害者が避難できる施設については、防災の日などに希望者に公開し、障害者とその家族が避難を考える支援をしていただきたい。
- 新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しがつかない現状では、避難所の密への対応や衛生用品の備蓄、医療体制に整備についても検討をお願いしたい。

## **VI 権利擁護について**

- 平成24年に障害者虐待防止法が施行されて8年目になります。県・国などの虐待の報告では、減少の傾向にはないと感じています。依然として一番多いのは養護者による虐待であり、各市町村の広報誌などでも相談窓口などを知らせる取り組み・支援の内容などを情報提供していただきたい。また、必要な支援として短期入所や日中一時支援のような一時預かりサービスの利用にも取り組んでいただきたい。
- 障害のある人から家族に対しての暴力行為などの「逆虐待」は、家族が訴えることも少ないためか見えにくい虐待ですが、この数年問題になってきたように思います。市町村の窓口も含めた相談支援でも大切な視点としていただきたい。
- 平成30年度の報酬改定で、身体拘束廃止未実施減算が新設されました。障害者福祉従事者の福祉理念の研修充実についてお願いしてきましたが、改めて虐待・差別解消についての研修を進めていただきたい。また、施設訪問などにより、利用者が「自己決定ができ、自己肯定感を持てるような」接遇について指導を行っていただきたい。

## **VII 障害者の労働と雇用について**

- 新型コロナウイルス感染の拡大により、障害のある人たちの雇用が不安定化することを心配しています。厳しい状況ではありますが、障害者雇用促進法に基づいた障害者雇用が推進されるよう対策を講じていただきたい。
- 障害者雇用促進法の改正がありました。国・地方公共団体で法定雇用率を達成するとともに、「障害者活躍推進計画」の作成や「障害者職業生活相談員」などによる職場環境の整備・満足度などによる就労定着に向けての取り組みを進めていただきたい。  
また、一般企業にも雇用促進法の趣旨を啓発し、離職が減るようキーパーソンとなる「相談できる人」がいる職場環境づくりを指導していただきたい。
- 各市町村の職員募集要項に「障害者枠」が記載されるようになりましたが、知的障害者にとっては、まだまだハードルが高い募集条件になっています。国・地方自治体での知的障害者の採用は、他の障害に比べて非常に低い採用になっており、各自治体で知的障害者の採用枠を考えていただきたい。
- A型事業所については、県では経営改善事業に取り組んでいただいておりますが、倉敷・岡山等のA型事業所の閉鎖から不安を感じている本人・保護者がまだ多くいます。A型事業所の数も少しずつ減ってきているようですが、A型事業所を利用して自立を考えている人も多く、経営改善事業を含めた支援をお願いしたい。

## **VIII 特別支援教育について**

- 新型コロナウイルス感染拡大への対応で、学校教職員が疲弊している状況がよく報道されています。落ち着いた学校生活を進めるために、職員増や十分な衛生用品の備蓄を行っていただきたい。
- 特別支援学校の専門指導員派遣事業が地域のセンター化として展開されているが、よく分かっていない学校・保護者もいるように思われます。各特別支援学校の就学前からの発達支援事業と合わせて、地域に情報提供を進めていただきたい。また、通級指導教室が地域のセンターとなるような取り組みを進めていただきたい。

- 特別支援教育を推進するために重要な役割を果たすコーディネーターの専任化、また、早期支援コーディネーター・就労支援コーディネーターや特別支援教育支援員の増員をお願いしたい。
- 切れ目のない支援体制の整備には教育と福祉の連携が大切です。学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が指摘されています。「個別の支援計画」を活用した、家庭・教育・福祉の連携進めていただきたい。
- 「特別支援教室」の取り組みが進められていることを聞いていますが、児童生徒に合った弾力的な取り組みができるのではないかと期待しています。今後ぜひ広めていただきたい。
- 就学相談（学校・学級選択）は、障害児本人や保護者の意向を十分に踏まえてなされるようになっていきます。行政や学校への不信感につながらないように、保護者や関係機関等も含めた話し合を十分行っていただきたい。
- IT関連の進化により、障害特性に合った教材作成やタブレット端末機器のなどを活用する機会が増えました。新型コロナウイルス感染拡大による学校休業中にも、学校と家庭を結ぶ各校で工夫された学習教材の提供がみられました。今後も知的・発達障害のある児童生徒の特性に合った各種電子機器の導入と活用について検討を進めていただきたい。
- 障害者理解（心のバリアフリー）を進めるために、特別支援学級や特別支援学校での交流・合同学習や居住地校交流を進めていただきたい。

## **Ⅸ 国への要望について**

- 障害者基礎年金の判定基準を見直し、軽度知的障害者も対象に含めてください。認定期間については、2～3回の再認定を受けた後は永久認定となるように運用を改善してください。また、住宅扶助や医療扶助的な加算給付を創設してください。
- 障害者虐待防止法の改正を行い、学校をはじめとした教育機関や医療機関を法律上の虐待定義に加えていただきたい。